答申第 134 号
諮問第 151 号

答　　申

第１　審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が令和７年 10 月 24 日付け７学振第 243 号で審査請求人に対して行った公文書部分開示決定（以下「本件処分１」という。）は、結論としては妥当であるが、同日付け同号で行った公文書不開示決定（以下「本件処分２」という。）のうち、以下に掲げる部分については、これを取り消し開示すべきであり、その余の部分を不開示としたことは妥当である。

〈開示すべき部分〉

・第２の２記載の本件文書２のうち提出鑑の当該宗教法人の印影及び提出者職氏名の部分を除くその余の部分

・第２の２記載の本件文書２のうち役員名簿の代表役員の氏名及び代表役員である責任役員の氏名の部分

第２　審査請求に至る経過

１　開示請求の内容

審査請求人は、令和７年 10 月 17 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第１号。以下「条例」という。）第６条第１項の規定により実施機関に対して、特定住所特定神社の事務所備付け書類一式及び規則に関する文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２　本件処分の内容

実施機関は、本件請求に対して、宗教法人特定神社（事務所所在地　特定住所）の規則（以下「本件文書１」という。）を特定し、令和７年 10 月 24 日付けで条例第７条第１号及び条例第７条第３号に規定する不開示情報に該当するとして本件処分１を行い、また、宗教法人特定神社（事務所所在地　特定住所）の事務所備付書類一式（以下「本件文書２」という。）を特定し、同日付けで条例第７条第３号に規定する不開示情報に該当するとして本件処分２を行い、審査請求人に通知した。

３ 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第２条の規定により、本件処分１及び２を不服として、実施機関に対し令和７年 12 月 15 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第３　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分１のうち不開示決定部分及び本件処分２を取り消すとの裁決を求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

（1）本件処分１に係る審査請求の理由

不開示部分のうち、「役員等の氏名印影、代表役員の印影」に係る不開示処分は理由がない。

ア　個人情報保護法の明文

すなわち、個人情報の保護に関する法律第２条第１項は、「この法律において、個人情報とは、 生存する個人に関する情報であって…」としている。条例における「個人情報」についても、これと異なった意義に解すべき理由は存在しない。

しかるに、原処分がその生死を問わず、特定神社役員等の氏名印影を一律に不開示とするのは、個人情報保護法と条例の趣旨に反するものである。

イ　宗教法人の本質（財団法人構成）

宗教団体の法人としての性質は、人の集まりとしての社団法人ではなく、財団法人である。

宗教法人たる神社の運営管理は、代表役員（宮司）を含む責任役員がこれを担う。神社規則に特段の定めがない限り、信者氏子等は、法人の運営に参与できない。

特に歴史の古い単立神社は、「社家」などの定めが多く見られ、代表役員についての世襲性が強く、特定神社もその例外ではなく、その神社規則の第〇条によれば、「社家」の制度があり、「社家」は宮司を輩出し、他の責任役員も崇敬者総代の内から代表役員が選定して委嘱する。そして、特定個人が最後の代表役員であったことから、特定家が「社家」であることは明らかである（開示のあった「宗教法人特定神社規則」第〇条）。審査請求人Ａは、特定個人の承継人であるから（「公文書開示請求書」の添付書類２の９＝戸籍記載事項証明書）、特定神社の「社家」である。

よって、審査請求人Ａは、特定の内部情報を知る権利を有する（個人情報保護法 78 条二号のイ）。

その反面として、特定神社の役員等の氏名印影及び代表役員の印影の“開示により、開示請求者以外の個人の権利利益を害すおそれ”（個人情報保護法 78 条二号の本文）は存在しないから、これを開示すべきである。

（2）本件処分２に係る審査請求の理由

前述の（1）のイにおける主張を援用する。

審査請求人Ａは、特定の内部情報を知る権利を有する（個人情報保護法 78

条二号のイ)。

(3) 実施機関の弁明に対する反論

ア　弁明書中「審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見」のうち、(1) のうちの第１段（「審査請求人は、…と主張している。」の部分）における事実に関する主張は認める。

第２段（「本件については、…が適用される。」の部分）における事実に関する主張は認める。

第３段（「また、…とされている。」の部分）における事実に関する主張は認めるが、その余の主張は争う。

個人情報保護に関する基本法は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15 年法律第 57 号)であるが、同法第２条第１項は、個人情報については、「生存する個人に関する情報」に限定している。これは、 国民の知る権利（情報アクセス権）を尊重しつつ、これと個人情報の保護との調和を図った規定であるから、個人情報開示に関する基本原則である。

第４段（「さらに、条例、…疑いの余地はない。」の部分）は争う。

条例においては、「個人情報」に関する特段の定めはないから、個人情報保護についての基本法である「個人情報の保護に関する法律」と行政情報公開についての基本法である「行政機関の保有情報の公開に関する法律」に則して、これを解釈すべきである。したがって、これに反する文化庁長官の決定に拘束される理由はない。条例は、普通地方公共団体である長崎県が制定した独自の自治法規であることをあらためて記銘して戴きたい。

(2)のうちの１行目から３行目にかけての「宗教法人法…慎重を期す必要がある。」の部分は認める。

上記部分以降の部分、すなわち、３行目以降の「これらの書類を …不開示とすることが妥当である。」との主張は争う。

本件処分庁がその弁明書において援用する「宗教法人法」第１条（「この法律の目的」)の第２項は、「憲法による信教の自由の保障は、すべての国政において尊重されなければならない。従って、この法律のいかなる規定も個人、集団又は団体が教義を広め、儀式を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない。」としている。これは、国政に対する訓示的規定であり、国政における宗教の自由の制限を禁じた趣旨であるから、これをもって、本件処分庁の不開示決定や文化庁長官決定の上記部分の裏付けとすることにはならない。

(3)のうちの第１段（「審査請求人は、…知る権利を有すると主張している。」の部分)は認める。

第２段（「特定神社の…と規定されている。」の部分)は認める。

第３段（「つまり、…認められるとまでは言えない。」の部分は争う。但し、「社家名簿は長崎県には提出されていない」との部分については不知。

(4)結論（「公文書の…と判断する。」の部分)は争う。

イ　特定神社の社家名簿

「〇〇〇〇社家名簿控」と言うファイルが存在しており、その中に特定神社社家も含まれていることが明らかになった。そこで、これを添付書類として追加提出する。

ウ　人名について

同じファイル（「〇〇〇〇社家名簿控」）の中の「社家議事録」によれば、特定年月日に新たな社家として氏子とＡ（本件審査請求人）の２名が追加されている。

したがって、本件審査請求人Ａは、特定神社の神社規則上の内部機関であり、内部要員(インサイダー)であるから、本件公文書の開示を請求する権利がある。

エ　審査請求人らの公文書開示請求の目的

異常な現状にある特定神社を正常な状態に復することであって、これは私的な利益ではない。

(4) 実施機関の再度の弁明に対する反論

ア　弁明書中「反論書の主張と当方の見解」の(1)における弁明については争う。弁明書の条例についての解釈は誤っている、と言わざるを得ない。

イ　弁明書中「反論書の主張と当方の見解」の(2)における弁明については争う。

(ｱ) 第２段(「繰り返しになるが…」で始まる部分)については争う。

「慎重であれ。」ということは、できるだけ不開示決定を図れと言うことではない。合理的判断によって、市民の知る権利と個人情報保護との均衡を図るべき決断を下すことを要請しているのである。

(ｲ) 第３段(「なお、…」で始まる部分)については争う。

審査請求人らが開示を請求している情報は、弁明の言う「国家機関の指示により、公にすることができないと認められる情報」ではない。本件情報について、国の具体的指示は存在しない。

ウ　弁明書中「反論書の主張と当方の見解」の(3)における弁明について

(ｱ) 第１段(「追加提出のあった…」で始まる部分)は争う。

その理由は先に述べたとおり。

(ｲ) 第２段(「なお、…」で始まる部分)について

ａ　審査請求人らは、本件審査請求書において、主張立証したとおり、公共的目的のため、本件文書開示請求を行ったものであって、個人的利益から本件情報開示を請求したのではないということである。

ｂ　弁明書は、宗教法人法 25 条３項に基づき、審査請求人Ａが社家として、本件公文書の閲覧請求ができるとしている。

代理人らにおいては、本件公文書開示請求当時は、審査請求人Ａが特定神社の社家である事実とその証拠書類の存在が不分明であったため、改めてその手続を行なうことにする。

だが、単なる手続の相違で結果が違うのであれば、本件公文書開示請求について、処分庁長崎県知事のいう「開示によって害されるおそれの

ある利益」とは、具体的に何であるのか。

第４　実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

１　部分開示及び不開示とした理由

（1）部分開示について

宗教法人規則については、規則の内容が法令に適合しているか否かを審査し、その合法性を認証した行政行為の結果であるため開示している。

ただし、代表役員を除いた役員等の氏名及び個人名の印影については、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであることから、不開示としている。（条例第７条第１号該当）

また、法人を代表する者の印影については、商業登記法第12条により印鑑証明の交付を請求できるものが限定されていることから不開示としている。（条例第７条第３号ア該当）

（2）不開示について

事務所備付書類一式については、書類提出制度に基づき宗教法人から提出された書類の存否は明らかにしているが、書類の内容については、法人に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから内容に関しては不開示としている。（条例第７条第３号ア該当）

２　審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

（1）審査請求人は、個人情報の保護に関する法律第２条第１項の規定及び特定神社の役員等が存命である可能性が低いことをもって、一律に不開示とすることは「個人情報の保護に関する法律」及び条例に反すると主張している。

本件については、長崎県に提出された特定神社の規則及び事務所備付書類の開示請求に係る行政処分であることから、条例が適用される。

また、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、宗教法人の所管省庁である文化庁が定めた「文化庁における行政文書の開示決定等に係る審査基準（以下「文化庁の審査基準」という。）」によると、「第４　不開示情報に該当するか否かの基準(法第５条関係)」の「１．法第５条第１号関係(個人に関する情報)」において、「「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。生前に本号により不開示であった情報が、個人が死亡したことをもって開示されることとなるのは不適当である。」とされている。

さらに、条例における個人に関する情報についても、「文化庁の審査基準」と同様の解釈であることに疑いの余地はない。

（2）宗教法人法第25条第４項に基づき所轄庁へ提出される事務所備付書類の写しには、宗教法人の財務状況や役員情報等、一般に公表にされていない事項が記載されている。したがって、同条第５項の趣旨に従い、所轄庁は当該書類の

取扱いに際して、信教の自由を妨げないよう慎重を期す必要がある。

これらの書類を公開することにより、当該法人の正当な権利を害するおそれがあることから、条例第７条第３号アに基づき不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人は、Ａは「社家」に該当するため特定神社の内部情報を知る権利を有すると主張している。

特定神社の社家については、特定神社規則第〇条第〇項において、「特定年月日現在において、（略）にして本神社の社家名簿に登録せられた者を以て、本神社の社家とする。」と規定されている。

つまり、審査請求人が「社家」に該当するか否かは、特定神社の「社家名簿」を確認する必要があるが、当該名簿は長崎県には提出されていないため、審査請求人が社家名簿に記載されているかの確認ができず、「社家」であると判断できない。したがって、特定神社の内部情報を知る権利を有しているとの判断ができず、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性が客観的に認められるとまでは言えない。

３　結論

公文書の全部及び一部を明らかにすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性が客観的に認められるとまでは言えず、本件処分は妥当であると判断する。

第５　審査会の判断

当審査会は、本件処分１及び２について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のように判断する。

１　条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあっては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

２　条例の規定について

(1) 条例第７条第１号について

本号は、開示請求にかかる公文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めている。ただし、同号ただし書は、

ア　法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定

されている情報

イ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、開示するものと規定している。

なお、長崎県情報公開条例の解釈及び運用基準において、本号に規定する「個人に関する情報」の「個人」には生存する個人のほか、死亡した個人も含まれるとされている。

また、本号の解釈及び運用に当たっては、条例第３条の「個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない。」とする規定の趣旨を踏まえ、特に慎重に取扱うものとするとされている。

(2) 条例第７条第３号について

本号は、開示請求に係る公文書に、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるものを不開示とすることを定めている。

ア　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ　実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、上記に掲げるものであっても、開示するものと規定している。

３　本件処分１及び２について

(1) 本件処分１の不開示情報該当性について

当審査会において本件文書１を見分したところ、実施機関が不開示とした部分には、宗教法人特定神社（以下「当該宗教法人」という。）の責任役員の氏名が記載されていた。当該氏名は、特定の個人を識別できる情報であり、条例第７条第１号ただし書アないしウに該当せず、同号に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(2) 本件処分２の不開示情報該当性について

宗教法人は、宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 25 条第２項に基づき同項各号に規定する書類及び帳簿を事務所に備えなければならず、同条第４項の規定により、当該書類及び帳簿のうち第１号及び第５号を除くその写しを所轄庁に提出しなければならないとされている。

当審査会において本件文書２を見分したところ、宗教法人法第 25 条第４項

の規定により当該宗教法人から実施機関へ提出された書類及び帳簿であり、その内容は、提出鑑、役員名簿及びその他の帳簿等の法人内部管理情報であった。

ア　提出鑑について

本件文書２のうち提出鑑には、提出日、長崎県知事氏名、当該宗教法人の住所、当該宗教法人の名称、当該宗教法人の印影及び提出者職氏名が記載され、その下段には、書類名ごとに提出の有無を記入する表及び実施機関の受付印があった。なお、当該表には何ら記入されていないことが認められた。

当該提出鑑に記載された情報のうち提出者職氏名は、条例第７条第１号に規定する特定の個人を識別できる情報に該当すると認められる。また、当該宗教法人の印影については、条例第７条第３号に規定する公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当すると認められる。しかしながら、その余の部分については、本件文書２の実施機関への提出が法の規定による義務であることを踏まえると、条例第７条各号に規定する不開示情報に該当するとは認められない。

イ　代表役員の氏名について

本件文書２のうち役員名簿には、本件文書１においてすでに開示されている代表役員の氏名及び代表役員である責任役員の氏名が記載されていることが認められた。代表役員の氏名は、法人登記簿の登記事項であり、何人も閲覧することができるものであるから、条例第７条第３号に規定する公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当するとは認められない。

ウ　前記ア及びイを除くその余の部分について

宗教法人法第 25 条第３項において、宗教法人は、信者その他の利害関係人であって同条第２項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項各号に掲げる書類又は帳簿を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があったときは、これを閲覧させなければならないとしており、何人にもその閲覧を認めているものではない。また、同条第５項においては、同条第４項の規定に基づき提出された書類を取り扱う場合においては、宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることのないように特に留意しなければならないとされている。

本件文書２のうち前記ア及びイを除くその余の部分に記載された情報は、一般に公表されていない当該宗教法人の内部管理情報であり、公にすることにより当該宗教法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして、条例第７条第３号に規定する不開示情報に該当するとする実施機関の主張は首肯できる。なお、当審査会において本件文書２のうち前記ア及びイを除くその余の部分を見分したが、開示すべき事由があると認められる情報は見当たらなかった。

以上のことから、本件文書２のうち提出鑑の当該宗教法人の印影及び提出者職氏名の部分を除くその余の部分並びに役員名簿の代表役員の氏名及び代表役

員である責任役員の氏名の部分については条例第７条各号に規定する不開示情報には該当しないことから開示すべきである。

４　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

５　結論

以上のことから、前記「第１　審査会の結論」のとおり判断する。

第６　付言

実施機関は、本件処分１において、個人名の印影及び宗教法人を代表する者の印影について不開示とする旨、本件開示請求者に対し通知しているが、当審査会で本件文書１を見分したところ、印影を不開示とした箇所は見当たらず、公文書部分開示決定通知書の記載が誤っていた。この点、本件文書１に記載されていない情報を不開示としたところで、実際に開示される公文書に違いはないものの、その対応は慎重さに欠け、不適切であると言わざるを得ない。今後の開示請求への対応について、不開示情報該当性の判断を行った内容に即し、慎重に開示決定等を行うよう適切に対応することを望む。

審　査　会　の　審　査　経　過

年　月　日	審　　査　　経　　過
令和８年７月１日	・実施機関から諮問書を受理
令和８年７月28日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和８年８月26日	・審査会（審査）
令和８年９月29日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏　　名	役　　職	備　　考
塩　飽　昂　志	弁護士	会長職務代理者
田　崎　智　博	長崎新聞社特別論説委員	
久 部　香 名 子	司法書士	
松　尾　和　子	行政経験者	
横　山　　均	長崎県立大学地域創造学部長	会長